

一宮市一般廃棄物処理基本計画

令和3年(2021年)度



令和12年(2030年)度

【概要版】

令和3年(2021年) 3月

令和6年(2024年) ○月一部改定

一宮市

計画の改定について

○本市では、現行計画を令和3年3月に策定し、現在まで計画に沿って様々な施策を実施しながら、ごみの減量・資源化の推進、適正処理の推進に取り組んできました。

○消費者庁が策定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を受けて、県では「愛知県食品ロス削減推進計画」を新たに策定しました。また、環境省では「廃棄物処理法基本方針」を変更し、「食品ロス削減の徹底」、「プラスチック資源循環の推進」などが基本方針に新たに加えられました。

○上記の背景を踏まえ、現行計画についてこれまでの実施状況を確認・検証し、食品ロス削減についても本市として積極的に取り組む課題と捉えて計画内に新たに盛り込むために、改定を行うものです。

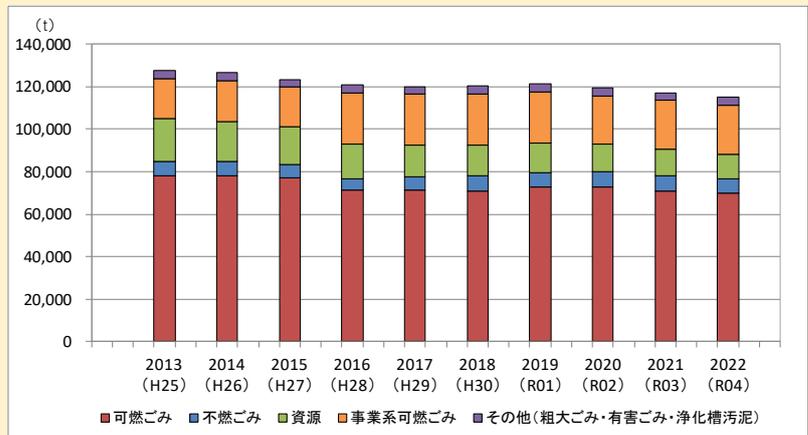
○計画期間は令和6年度から令和12年度までの7年間とします。



ごみ処理の実績

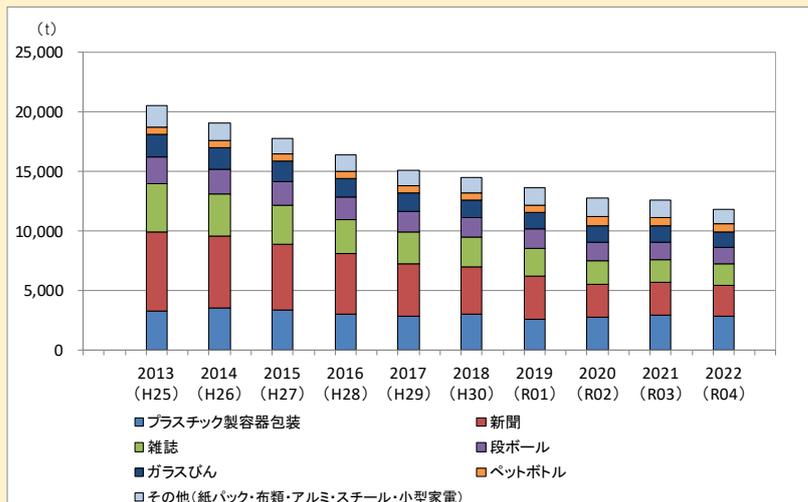
○ごみの総排出量は、令和2～4年度は緩やかに減少しています。

○内訳としては可燃ごみ、不燃ごみが減少しています。一方で粗大ごみが増加しています。



○資源総収集量は、年々減少しています。

○特に新聞、雑誌、段ボールなどの雑がみの減少が顕著です。



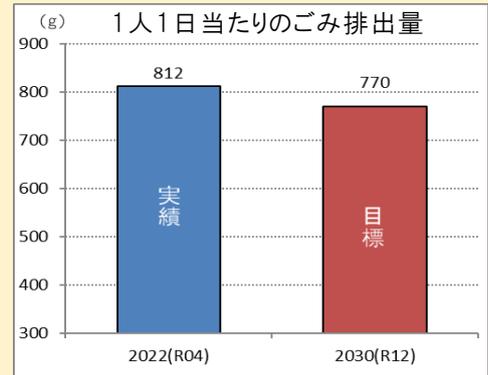
ごみ処理の現状に係る課題

1人当たりのごみ排出量の下げ止まり

○1人1日当たりのごみの排出量の目標値を、現行計画では770gと設定し、ごみ排出量の削減に取り組んできましたが、2022(令和4)年度時点で812gとなっています。

○原因として、景気変動による生産量、購買意欲などの変化が考えられます。

○「可燃ごみ」の組成調査では、生ごみが約30%を占め、そのうち未開封の食品が約3割含まれており、食品ロスの削減推進など更なるごみの減量の取り組みを検討する必要があります。

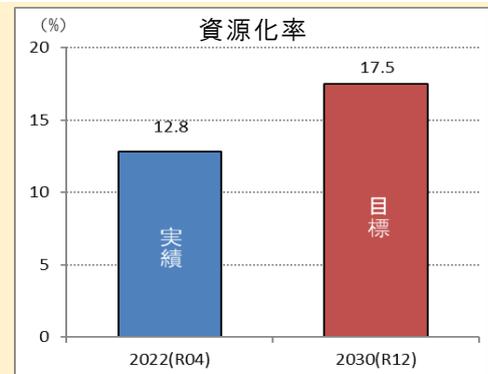


資源化率の低下

○資源化率の目標値を、現行計画では17.5%と設定し、資源化率向上に取り組んできましたが、2022(令和4)年度時点で12.8%となっています。

○要因として、ペーパーレス化に加え、民間事業者が実施する回収の増加による行政回収の減少が考えられます。

○「可燃ごみ」の組成調査では、再利用可能な紙類が約9%含まれており、資源化率の向上展開を図る必要があります。



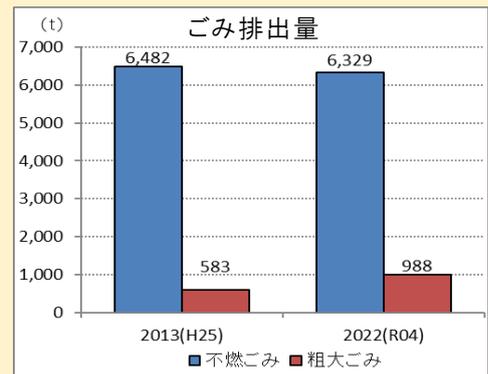
不燃ごみ、粗大ごみの増加

○不燃ごみ排出量は2022(令和4)年度に6,329tとなっており、2013(平成25)年度の6,482tとほぼ変わらない状況です。

○粗大ごみの排出は、2013(平成25)年度の583tから増加しており、2022(令和4)年度に988tとなっています。

○要因として、終活などによる片付けや生活様式の変化が考えられます。

○「不燃ごみ」の組成調査では、プラスチック製容器包装や空き缶金属類が22.7%含まれており、ごみ分別ルール of 徹底やプラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収など、資源化率向上に向けた取り組みを検討する必要があります。



ごみ処理施設の整備

○環境センターごみ焼却施設は建設から25年経過しており、令和14年度までは安定稼働できますが、次の処理施設の建設を検討しなければならない時期に来ています。

○光明寺最終処分場は、現在約8割が埋め立てられた状態です。民間の最終処分場を活用し、焼却灰の埋立やリサイクル等を行っていますが、最終処分量を削減する施策や、第2期光明寺最終処分場の整備、及び浸出水処理施設の基幹的設備改修の検討をする必要があります。

ごみ処理基本計画

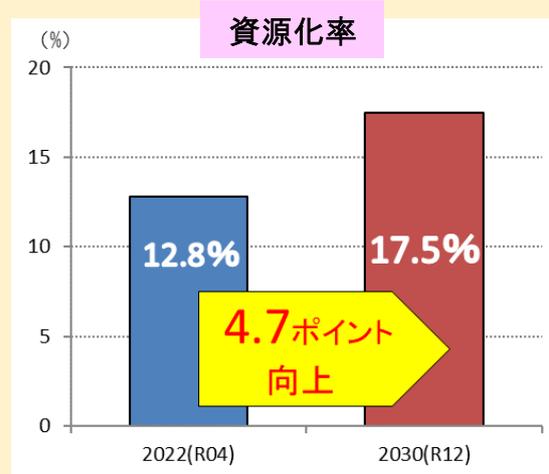
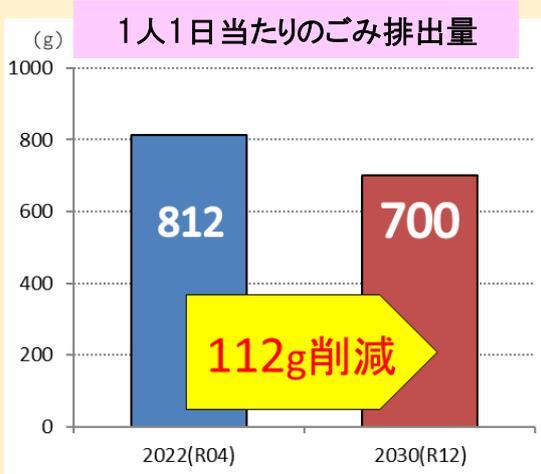
基本理念

環境負荷の少ない循環を基調としたまちづくり

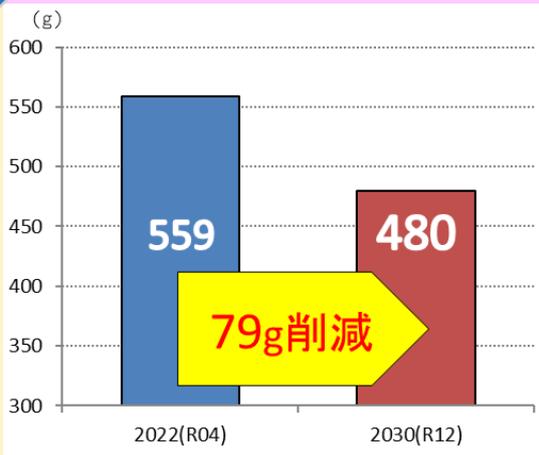
基本方針、基本施策

基本方針	基本施策	施策内容
ごみの減量・資源化の推進	4Rの推進	発生回避(リフューズ)の推進
		発生抑制(リデュース)の推進
		再利用(リユース)の推進
		再生利用(リサイクル)の推進
	家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進	啓発・情報発信の推進
		生ごみの減量と水切りの推進
		事業者自身の排出抑制と処理責任の徹底
		事業系生ごみ、紙類のリサイクルの推進
	環境学習の推進	市民を対象とした出前講座の推進
		施設見学、イベントによるごみに対する理解の普及
		小中学校における節電、節水、ごみ減量などの取り組みの支援
	適正処理の推進	安定的な廃棄物収集・処理
現有施設の安全な運転体制と維持管理の確保		
最終処分場の適正な維持管理		
収集体制の効率性、廃棄物処理体制の検討		効率的な収集体制の構築
		施設事故が発生した場合の処理体制の確保
		最終処分場の延命化及び次期施設の整備
不法投棄などの防止対策の推進		広報、市ウェブサイト等による啓発
		パトロールによる監視強化
		警察等関連機関との連携

成果指標とごみ発生量推計(改定後)

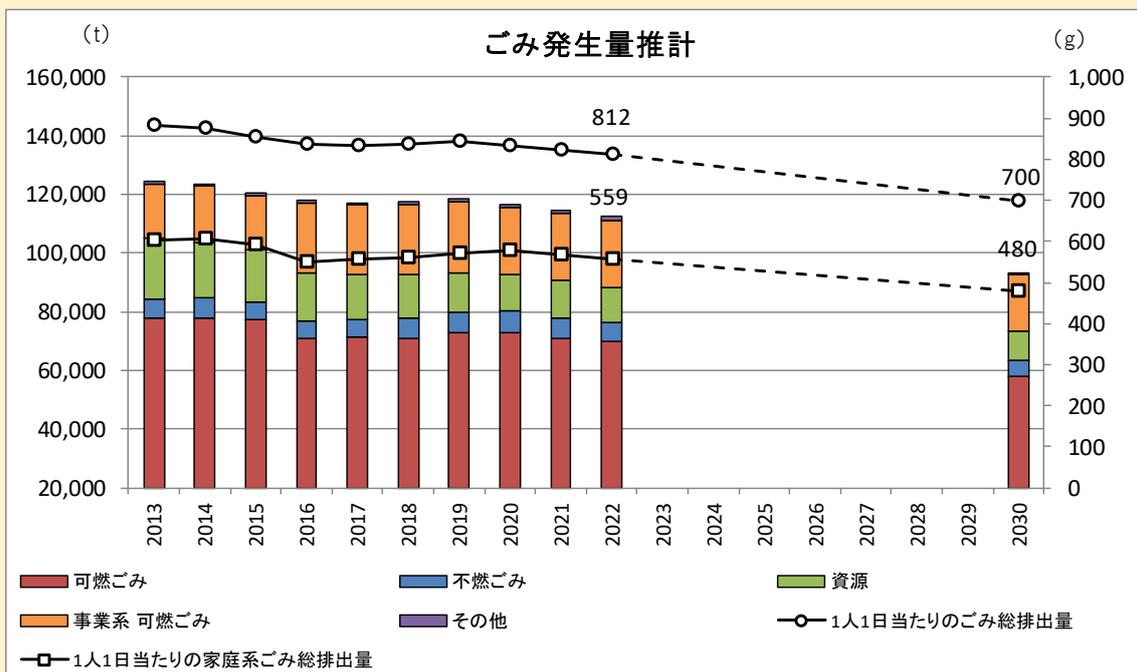


新 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量*



○今回の計画では、資源や事業系ごみを除いた家庭から出るごみの量を明確に示すため、成果指標の項目に、「1日1人当たりの家庭系ごみの排出量」を新たに追加しました。

※ 家庭系ごみ排出量…ごみ排出量のうち、事業所から搬入されたごみと家庭から回収された資源を除いたもの

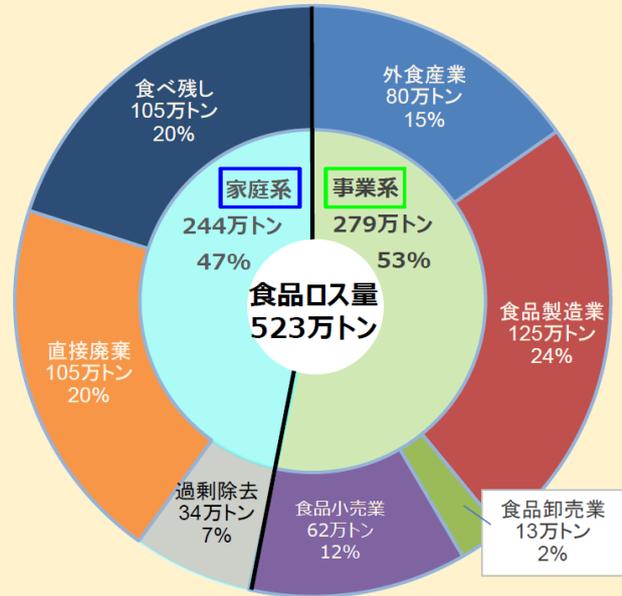


食品ロス削減推進計画

計画策定の背景と目的

○食品ロスの年間発生量は国全体で約523万tと推計されます。このような状況のもと、「食品ロス削減推進法」が施行され、市町村は「市町村区域内における食品ロス削減の推進に関する計画」の策定に努め、地域特性を踏まえた取り組みを推進していくことが重要とされています。

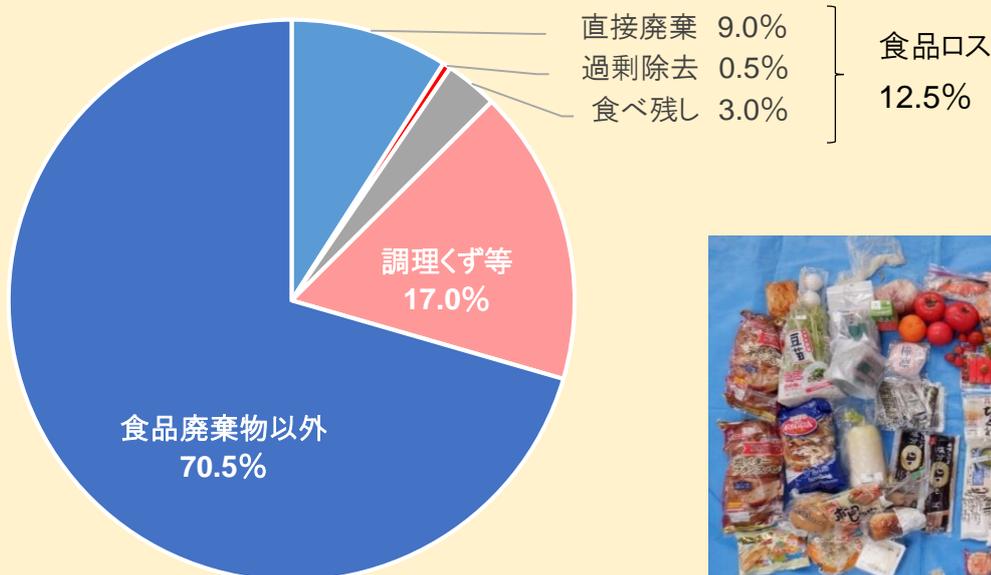
○今回策定する「一宮市食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、本市における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、市民、事業者、民間団体、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。



出典：消費者庁「食品ロス削減関連参考資料」

本市の食品ロス発生状況

○本市が実施した家庭系食品ロスの実態把握調査では、家庭系可燃ごみに占める食品廃棄物の割合は29.5%、食品ロスの割合は12.5%（「直接廃棄」が9.0%、「過剰除去」が0.5%、「食べ残し」が3.0%）となりました。この組成から、2022（令和4）年度の本市の家庭系食品廃棄物の発生量は19,923t、家庭系食品ロスの発生量は8,442tと推計しています。



2023（令和5）年度家庭系可燃ごみの組成



家庭から排出された食品ロス（直接廃棄）

食品ロスの削減目標

○国は、SDGsの目標を踏まえ、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018(平成30)年6月閣議決定)において、2030(令和12)年度までに食品ロス量半減(2000(平成12)年度比)という目標を設定しています。

○上記の国の目標を踏まえ、本市の2022(令和4)年度の食品ロス発生量を基に、計画期間の最終年度となる2030(令和12)年度の家庭系食品ロス量の目標値を6,824tと設定し、取組を推進します。

食品ロスの削減目標

(単位：t)

	参考値※ (2000(平成12)年度)	現状 (2022(令和4)年度)	目標 (2030(令和12)年度)
家庭系食品ロス量	15,165	8,442	6,824

施策の展開

○食品ロスの削減にあたっては、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの役割と行動を理解し、連携して取組を進めることが重要である。

○消費者、事業者問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図り、食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用(飼料化、肥料化、その他)を推進する必要がある、このような視点に基づき施策を展開する。

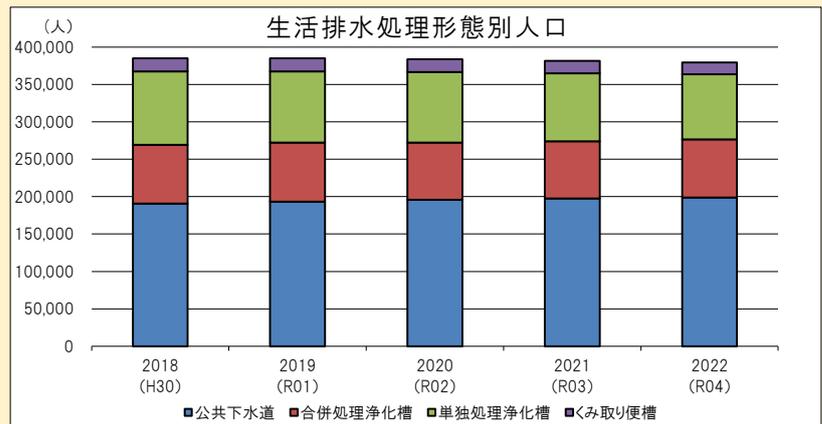
主な施策内容

項目	内容
親子でやさしいクッキング教室の開催	環境に配慮した買い物や料理・後片付けの仕方を啓発する。
食べきり協力店の拡充	食品ロスの削減に取り組む店舗を、「いちのみや食べきり協力店」として登録し、その取組を広く紹介することにより、市民及び事業者の意識の啓発を図る。
食品ロス量の実態調査等の実施	市内の家庭系食品ロスの排出実態を把握するための調査等を定期的実施する。
食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供	食品ロスの削減に向けた先進的な取り組みに関する情報・事例の収集とその発信・提供を実施する。
フードドライブ事業の支援	フードドライブを実施しようとする事業者や活動団体に対して、情報やノウハウの発信・提供を実施する。
段ボールコンポストの活用促進	食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、発生してしまう食品廃棄物については、再生利用(堆肥化等)を促進する。
環境に配慮した食生活の啓発	市民に対して食材の使い切り、食べ残し等の抑制を啓発する。
食品ロス削減レシピの発信	民間団体と連携し、食品ロス削減を目的としたレシピの作成をする。作成したレシピを市のウェブサイト等で発信する。
フードシェアリングサービスの活用	フードシェアリングサービスを活用し、廃棄になりそうな飲食物などの食品ロス削減を促進する。

生活排水処理の状況

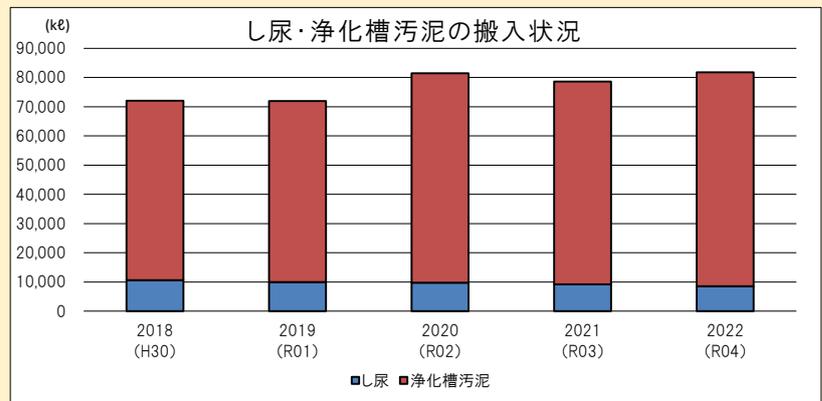
○2022(令和4)年度の生活排水処理率は、公共下水道等の生活排水処理施設の整備や普及により、72.8%になっています。

※ 生活排水処理率
 (水洗化・生活排水処理人口 / 計画処理区域内人口) × 100



○し尿搬入量は、年々減少傾向にあり、現在その搬入割合は約10%となっています。

○浄化槽汚泥搬入量は年度によるばらつきがありますが、ほぼ横ばいで推移しています。



生活排水処理の現状に係る課題

公共下水道接続率の伸び悩み

○2022(令和4)年度末の普及状況は行政区域内人口379,538人に対して処理区域内人口263,211人で普及率69.4%、接続率75.6%、処理区域面積4,332haとなっています。下水道処理区域内における下水道への接続率向上が課題です。

未処理の生活排水による水質汚濁

○本市の前生活排水処理基本計画では、2020(令和2)年度の生活排水処理率の目標値を96.6%としていましたが、公共下水道の事業計画の見直し、及び合併処理浄化槽への転換の遅れから、2022(令和4)年の生活排水処理率は72.8%にとどまっています。これにより未処理の生活排水が、水路及び河川等の公共用水域に排出される水質汚濁の原因となっています。

し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備

○本市の衛生処理場へのし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、し尿については年々減少し、浄化槽汚泥についてはほぼ横ばいとなっており、処理量の割合ではし尿は10.5%、浄化槽汚泥は89.5%となっています。

○衛生処理場も老朽化が進み、今後の施設の機能維持を図る必要があるため、循環型社会形成推進地域計画を策定しました。今後は施設の長寿命化総合計画を策定し、周辺地域の生活環境影響調査を実施した上で、期間改良工事を行う必要があります。

生活排水処理基本計画

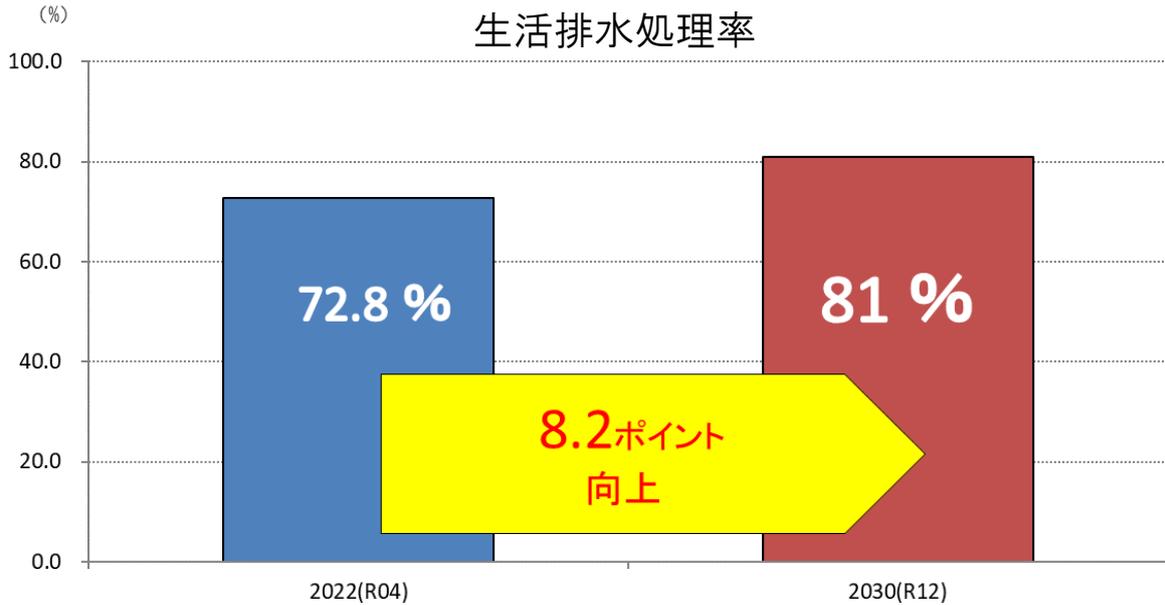
基本理念

良好な生活環境を確保する

基本方針、基本施策

基本方針	基本施策	施策内容
水洗化・生活排水処理の推進	水洗化の推進	一宮市污水適正処理構想に基づく下水道の整備
		下水道への接続を促進するための啓発
	合併処理浄化槽への転換の推進	合併処理浄化槽転換設置に関する補助制度の充実
		合併処理浄化槽への転換を促進するための啓発
適正処理の推進	安定的な収集体制の確保	許可業者による収集運搬体制の維持
		効率的な収集運搬体制の構築
	処理施設の維持管理の推進	し尿処理施設の整備
		浄化槽管理者への適正な維持管理の啓発

生活排水処理の目標値



生活排水処理人口の将来予測

(単位:人)

項目	年度	2022(R04)	目標年度 2030(R12)
行政区域内人口		379,538	365,725
計画処理区域内人口※		379,538	365,725
水洗化・生活排水処理人口		276,459	296,420
公共下水道接続人口		198,944	210,276
合併処理浄化槽使用人口		77,515	86,144
単独処理浄化槽使用人口		87,330	59,820
くみ取り便槽使用人口		15,749	9,485

※ 計画処理区域内人口 : 生活排水処理基本計画の対象区域の人口

(各年度3月31日現在)

し尿・浄化槽汚泥処理量に関する現況と見込み値

(単位:年合計kℓ/年、日平均kℓ/日)

項目	年度	2022(R04)	目標年度 2030(R12)
し尿		8,603	5,256
(日平均)		(23.57)	(14.40)
浄化槽汚泥		73,204	71,577
(日平均)		(200.56)	(195.10)
合計		81,807	76,833
(日平均)		(224.13)	(210.50)